

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

<b>Title</b>	(第 5 章)刑務所出所者への社会復帰支援の意義
<b>Author</b>	金澤 真理
<b>Citation</b>	URP「先端的都市研究」シリーズ. 10 巻, p.19-22.
<b>Published</b>	2017-03-25
<b>ISBN</b>	978-4-904010-25-9
<b>Type</b>	Book Part
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学都市研究プラザ
<b>Description</b>	刑務所出所者の更に生きるチカラそれを支える地域のチカラ/(第 I 部)刑務所ぐらし、シャバぐらしワークショップ
<b>DOI</b>	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

## 第5章

# 刑務所出所者への社会復帰支援の意義

金澤 真理

## 1 はじめに

刑務所出所者等への社会復帰支援策にいま注目が集まっている。2006（平成 18）年度から実施されている「刑務所出所者等総合的就労支援対策」をはじめとした、省庁の壁を越えた公的支援対策や、歴史のある民間主導の更生保護の取組みに加えて、新たな担い手が開拓され、さらに相互の連携も進んでいる。刑務所出所者等の社会復帰を促進するためには、帰住先と共に社会的な役割を確保する必要があるとの認識のもと、かかる支援は、「居場所」と「出番」を作ることを再犯防止につなげる国の指針にも合致し、また、援助を要する者に十分な手当がなされてこなかった領域に焦点を合わせた合理的な対策であると評価されるようになっているのである。

もっとも、就労支援という方法が、刑務所出所者等の社会復帰に有効であると認められたとしても、いずれの目線から社会復帰の目標を設定するかによって、援助の方法や程度は異なってくる。社会復帰に主導的役割を果たす者は誰なのかが施策の方向性を決定する最も重要な点である。

本書が扱う出所者への支援に特徴的であるのは、支援の対象である社会復帰をめざす本人を、自立した主体として捉え、それぞれの自主的な社会復帰をあくまで側方から支援しようとする点にある。対象者に生活基盤を確立させ、労働の習慣を身につけてもらうことが必須であるにしても、人を無理に苦役に服させることは許されない。ばかりか、意に反する労働をさせても、本人にとって社会の中の「居場所」や「出番」を真の意味で認識することにはつながらない。自主的な社会復帰のために不可欠なのは、本人のニーズを聴き取ること、またそれを通じて本人に自己のニーズに気づいてもらうことである。本書で紹介されている各会合で、回数を重ねて対象者の話に耳を傾ける場を設けているのは、そのためである。

## 2 就労の意義とその変化

犯罪を犯した者への矯正処遇の中心に、作業を伴う自由刑が据えられてきたこと、矯正にひき続いて行われる更生保護施策の焦点が、就労支援に合わせられてきたことから分かるように、就労は人間社会における関係の（再）構築に欠くことのできない役割を果たしている。このため、社会に居場所を作り、経済的・精神的に一定の自立を確保するためには、就労が主要な足がかりとなることは、基本的に変わりはない。しかし、必ずしも従来の形態の支援が最適ではない事例が散見されるようになってきた。

まず第一に、ライフサイクルの変化がある。高齢化およびそれに伴う人口構造の変化は、年齢によって区切られてきた従来のライフサイクルにおける労働の意義に必然的に変化をもたらす。従来の定年制を前提にすると、就労可能な期間が相対的に短縮されることになる。特に、刑務所内で高齢期を迎えた者が、釈放後、社会における労働市場に参入できないという問題が顕在化している。確かに技術革新により、労働に伴う肉体的負担は軽減され、高齢者であっても就ける職種は多様になった。しかし、従来の意味における就労、特に雇用関係に入ることが復帰の前提と解することは、社会における「居場所」と「出番」の創出を契機とする社会復帰の途を制限することになりかねない。それ故、社会復帰のための、現状に則した「居場所」と「出番」を構想することが求められる。

第二に、消費社会の進展による社会構造の変化も無視することのできない要素である。生産に従事する者ではなく、知識や情報を利用する第三次産業に従事する人口が多数を占める日本で就業先を確保しようとするためには、情報処理の手段や機器を扱うことができる知識、技能を身につけるのみならず、社会のしくみやルールを知り、（少なくとも部分的にであれ）それを踏まえて行動できることを示すことが必須である。その習得は刑事施設に収容されていた者にとって必ずしも容易ではないどころか、むしろこの観点から出所者等が排除されがちとなり、社会復帰が現に妨げられている例は枚挙に暇がない。この問題を克服するためには、現状に則した対象者自身のニーズを的確に把握したうえで、そのニーズと、社会における対象者の「居場所」と「出番」とを慎重に調整することが何より大切である。

### 3 社会復帰を支える力の創出

ただし、犯罪を犯した者の社会復帰は、本人の意欲がどれほど高くても、それだけで達成できるものではない。復帰する者を迎える社会の側の態勢が決定的に重要であるからである。もとより、社会復帰は対象者が単独でできるわけではなく、その支援者、受け入れる側の社会との連携によってはじめて可能である。刑に服した者にレッテルを貼り、あたかも怪物(モンスター)であるかのように遠巻きにしている、復帰は事実上困難になろう。社会復帰を本人だけの責任にしない枠組みづくりは、国にも求められる。更生保護法も法の目的の実現に資する活動を促進、連携するとともに、「更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、協力を得るように努め」ることを国の責務と定めている(2条)。国がこの責務を果たすために、以下の点に留意する必要がある。

まず、社会的排除の状況ゆえに健全に育成したり、社会の中で周囲との関係を構築し、自律的に成長発達を遂げたりする機会を奪われている者の実情を把握し、各人に応じた手当を講じるためには、犯罪や非行等の問題行動を起こした者を、ただ重く罰することでは十分ではないことという理解を共有することである。行為に応じた責任を科すこととは異なる観点から、問題行動の根がどこにあり、如何にすればそれが防ぎ得たかを、当事者本人が問題に向き合い、かつ、それを支援する態勢を整備することで問題克服を援助することが肝要である。また、問題克服のために、真に処罰が必要かどうかも再吟味しなければならないであろう。

さらに、対象者の実情に照らして、適切な支援態勢を構築することである。既に、本人単独では社会復帰はもとより、社会生活の維持、他者との適切な関係の構築が困難である顕著な例として、自立が困難で福祉的支援を要する高齢、障がいをもつ者が注目されている。高齢、障がい者を対象として、法務省および厚生労働省との連携による「特別調整」が実施され、厚生労働省の「地域生活定着促進事業」によって、司法と福祉との両面からの支援が施されている。その成果は評価すべきであるが、他方でこの例が「特別」な特殊事例であるのか、ということについても再考の余地がある。社会との関係を形成、維持する際に、自らこれを調整することが困難になったり、社会包摂が不全となったりする、或いは、そもそも社会から排除され、社会との関係に折り合いをつけることを学ぶ機会がなかったために犯罪を犯したりする者が少なくないという事実を鑑みれば、犯罪を特別な属性ある者の問題行動と解することは正確ではないことになるからである。さらにまた、犯罪を犯した者に対して特定の刑罰を科し、既存

の職種や雇用の場に単に就労することのみを最終目的に設定して社会への復帰をさせることが合理的でない場合があることにも気づかなければならない。こうして犯罪や非行を捉えなおすことは、社会復帰を目指す主体自身にとっても、自己の置かれた状況や問題を認識し、社会と折り合いをつけながら自分の「居場所」と「出番」を探すうえで不可欠の過程である。自身のニーズを踏まえた「再社会化」とも言うべき社会との関係の模索は、改めて自己を社会の中に再定直し、自分の「出番」で自己実現をはかることに通ずる。その達成は必ずしも容易ではないが、それが実現できた暁には、もはや犯罪や非行を犯さなくとも通常の生活は可能だと言える。これを指して再犯防止と称することは勿論できるが、再犯防止は、支援の対象が自律的に復帰することにより期待できる副次的な状態と解するならば、これを社会復帰の第一の目的に据えることには矛盾があるということになる。

復帰を目指す本人や社会における周辺の支援者ならびに国が自律的社会復帰、その支援のチカラを、いかにつけることができるかは、社会的排除の概念を整理し、その生成過程や克服すべき課題を分析した先行研究や、研究で得られた理論を実践に移し、制度化した海外の事例を検討し、日本においても、社会復帰を支えるチカラを、社会復帰主体たる本人のみならず、これを受け入れる社会や地域の側で学び、どれだけ実践することができるかにかかっている。本書の試みは、従来十分に認識が及んでいなかった領域に光を当て、社会復帰をする本人のみならず、それを支え、迎え入れる者に解決のためのいくつかの途を提示する実践の例を示すものである。